

# 第5章 都市施設

都市施設とは、都市生活や都市活動を支えるために欠かすことのできない道路、公園、下水道など都市の根幹となる施設のことです。都市計画では将来の都市形成のあり方を勘案しながら、必要な施設の規模、位置を定めています。

## 1. 道路

道路は、都市の骨格を形成し、人や自動車などのための円滑な交通の場を提供することにより、都市交通のネットワークの中で重要な役割を果たしています。

そして、上・下水道やガスなどを收容するとともに、火災時には消防活動の場や避難路となり、また、日照・通風など生活環境上重要な空間となるなど、多目的な効用を発揮する施設です。

本市の都市計画道路は、令和4年3月末現在 28 路線、26,500m が決定されております。その整備延長は 18,485m となっています。



都市計画道路浦和所沢線

## 2. 自転車駐車場

自転車は、通勤・通学のための手軽な移動手段となっており、特に駅への利用者は増加しています。このため駅周辺においては、自転車が道路に放置され、道路機能や都市景観を損なうものとなっています。

この放置自転車対策の一環として、本市においては、ふじみ野駅東・西口駅前広場の地下に自転車駐車場を整備しています。



ふじみ野駅東口自転車駐車場

## 3. 駅前広場

駅前広場は、鉄道と他の交通機関との結接点となっています。駅前に集中する大量の交通を円滑に処理するとともに、交通機関相互の乗り継ぎの利便性を図るものとなっています。また、都市の玄関口として、シンボリックな空間ともなっています。

本市では、みずほ台、鶴瀬、ふじみ野の各駅東・西口に6か所都市計画決定しており、現在事業中の鶴瀬駅東口を除き整備済みとなっています。



みずほ台駅西口駅前広場

## 4. 公園・緑地

公園・緑地は、子供の遊び場やレクリエーションの場となるとともに、災害時の避難一時集合同所となります。また、都市景観の構成要素としての役割を持っています。

公園・緑地は、その機能や規模により公園の種別が分かれており、本市ではこのうち街区・近隣・歴史・地区公園、都市緑地と5種類57か所の都市公園が令和4年3月末現在、整備されています(暫定解放含む)。

街区公園は、徒歩で歩ける範囲に住んでいる人々の利用を目的に設置する小規模な公園で、公園の中で最も多く33か所が整備されています。

近隣公園は、街区公園よりやや広い範囲の人々の利用を考慮した、比較的規模の大きい公園で、4か所整備されています。

歴史公園は、史跡や名勝など文化財を広く利用できるように設置するもので、本市には水子貝塚公園と難波田城公園の2か所が整備されています。

都市緑地は、主に都市の自然環境の保全や都市景観の向上を図るためにも設けるもので、富士見市運用公園やびん沼自然公園を含め、17か所整備されています。

なお、本市では、公園以外に雑木林や社寺林など貴重な緑を、保存樹林・緑の散歩道・市民緑地として保全しています。

保存樹林は14か所、約3.6ha、緑の散歩道は2か所、約0.4ha、市民緑地は4か所、約1.9haであり都市化が進む中で市民のオアシスとなっています。



左上 難波田城公園

右上 水子貝塚公園

左下 山崎公園(せせらぎ菖蒲園)

右下 びん沼自然公園

## 5. 下水道

下水道は、家庭や工場からの汚水を処理することにより、快適な生活環境の向上、河川や湖沼の水質の保全、また、雨水による浸水の防止という役割があります。

下水道は、公共下水道、流域下水道及び都市下水路に大別できます。公共下水道は、主に市街地の下水を排除するために市町村が設置するもので、終末処理場又は流域下水道に接続するものです。流域下水道は、複数の市町村の下水

を集め、これを終末処理場で処理する下水道です。都市下水路は、主に市街地の雨水を排除するためのものです。

本市の公共下水道は、昭和49年から整備に着手し、令和3年度末現在の処理面積は1059.79ha、普及率は約98.6%となっています。

なお、本市の下水（汚水）は、荒川右岸流域下水道により、新河岸川水循環センター（和光市）で処理しています。

## 6. ごみ焼却・ごみ処理場

本市は、志木地区衛生組合（富士見市、志木市及び新座市の3市で構成する一部事務組合）により、ごみの処理を行っています。現在は日量180tの処理能力をもつ富士見環境センターで焼却又は分別リサイクル処理を行っています。



富士見環境センター

## 7. し尿処理場

し尿は、衛生上公共下水道により処理することが望ましいものです。しかし、財政的、時間的制約などから、公共下水道が整備されるまでの間は、し尿処理場で処理しています。

本市は、その処理を入間東部地区事務組合（富士見市、ふじみ野市及び三芳町で構成する一部事務組合）の浄化センター（ふじみ野市）で行っています。

## 8. 火葬場・斎場

入間東部広域斎場（約4.38ha）は富士見市の南畑地区に都市計画決定され、入間東部地区事務組合により火葬場・斎場の整備が行われ、入間東部広域斎場しののめの里として、平成20年6月に供用開始しています。



入間東部広域斎場しののめの里